

医療費控除のご案内

1 年間（1 月 1 日～12 月 31 日）に『10 万円』または『総所得金額の 5%』のいずれか少ない方を超える医療費を支払った場合、その超えた分を所得から差し引くことができます。入院や手術など高額な医療費のほか、治療や療養にかかった様々な費用が医療費控除の対象となります。医療費控除の手続きをするためには、確定申告をする必要があります。

■ 医療費控除の対象になるもの(例)

- ・ 医師、歯科医師による診療費・治療費
- ・ 治療・療養のための医薬品の購入費
- ・ 治療目的のあんまマッサージ指圧師、はり・きゅう師、柔道整復師による施術料
- ・ 助産師による分娩の介助費用
- ・ 治療目的の松葉杖、義足などの購入費用
- ・ 介護保険制度で提供される医療に関連するサービスの自己負担金
- ・ 診療・治療を受けるために必要な交通費（自家用車を使用した際のガソリン代や駐車料金は含まれません）
- ・ 入院中に病院から提供された食事代
- ・ 妊娠中の定期健診、出産費用

など

■ 医療費控除の対象にならないもの(例)

- ・ 人間ドック、健康診断の費用
- ・ インフルエンザなどの予防接種の費用
- ・ 差額ベッド代
- ・ 診断書料
- ・ 入院中のテレビや冷蔵庫の利用料
- ・ 入院の際に使用するパジャマや洗面用具のレンタル・購入費用

など

■ 申請窓口

- ・ 税務署：申告用紙、源泉徴収票（会社員等の場合）、印鑑、医療費の領収書を揃えて、翌年の 3 月 15 日までに確定申告を行います。
- ・ インターネット：国税庁ホームページ『e-Tax』にて手続きを行うことが可能です。

■ その他

- ・ 医療費控除額の算出方法

$$\text{医療費控除額} = \boxed{\text{1 年間に支払った医療費}} - \boxed{\text{生命保険などで補填される金額}} - \boxed{\text{10 万円または総所得金額の 5\%}}$$

補填される金額は生命保険のほかに、健康保険の給付金・高額療養費・出産育児一時金・一部負担金払戻金なども差し引かれます。傷病手当金・出産手当金などは対象にはなりません。

- ・ 領収書がない交通費は、『診療を受けた人の氏名・支払った日付・医療機関・交通手段・利用区間・金額』などの支払い状況を確認できる記録があれば申告できることもあります。
- ・ 本人だけでなく、生計を同一にしている家族の分も申告することができます。
- ・ 医療費控除は 5 年前までさかのぼって申告することができます。（確定申告の時期でなくても受け付けています）

制度についての詳細は、当院中央棟 1 階の総合医療相談 受付「ソーシャルワーカー」
または、申請窓口にご相談ください。

【当院の電話でのお問い合わせ先】

03-3202-7181（代表）（内線 2081，2084，2489）

